

自助・共助を支援する補助金制度一覧(令和7年6月1日時点)

対象	制度	対象	補助内容	申請期間	所管課・連絡先	ホームページ
	ブロック塀等の改善工事費の補助	次の①～③の全てを満たしているコンクリートブロック塀等の改善工事 ①道路等に面していること ②高さ1m以上のブロック塀等であること ③地震時に倒壊するおそれのあるもの ※補助金の申請前に事前の相談が必要です。	【対象となる改善工事】 ①除却工事 ②除却工事と合わせて行う軽量なフェンス等の新設工事 【補助限度額】 除却工事と新設工事合わせて次の上限 ・除却する塀の長さが10m未満 上限30万円 ・除却する塀の長さが10m以上20m未満 上限40万円 ・除却する塀の長さが20m以上 上限50万円	①事前の相談 10月末日まで ②補助金交付申請 12月末日まで ※申請期限に関わらず、予算がなくなり次第終了	建築局建築防災課 671－2930	https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunvabetsu/kenchiku/bosai/blockbei/blockbei.html
	木造住宅耐震診断士派遣	平成12年5月末日以前に建築確認を得て着工された2階建以下の在来軸組構法の木造住宅 【持家】自己所有で自ら居住する住宅 【貸家・空家】賃貸住宅(空家を含む)、貸し店舗を含む住宅	持家・横浜市が無料で実施 貸家・空家・横浜市が無料で実施	予算がなくなり次第終了	建築局建築防災課 671－2943	https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunvabetsu/kenchiku/bosai/taishin/hojokinshiensido/mokutai/taishin/mokushindan.html
	木造住宅の耐震改修費用の補助	平成12年5月末日以前に建築確認を得て着工された2階建以下の在来軸組構法の木造個人住宅で以下の条件を満たすもの ・自己所有で自ら居住する住宅 ・耐震診断の結果、上部構造評点等が1.0未満と判定された住宅	【補助限度額】 ・課税世帯: 上限115万円 ・非課税世帯※: 上限155万円 ※世帯全員が、過去2年間、住民税の課税を受けていない世帯 ・省エネ改修を行う場合の加算額: 上限100万円	予算がなくなり次第終了	建築局建築防災課 671－2943	https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunvabetsu/kenchiku/bosai/taishin/hojokinshiensido/mokutai/mokukaishu/mokukaishu.html
	住宅除却費用の補助	平成12年5月末日以前に建築確認を得て着工された建築物で、次のいずれかに該当するもの。 (1)市の耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と判定された2階建以下の在来軸組構法の木造住宅 (2)市が指定する耐震診断調査票により調査した結果、倒壊の危険性があると判断された木造住宅 (3)倒壊等のおそれがある空家と判断されたもの(要件については建築指導課にお問い合わせください。) ※住宅の所有者等が自己の居住の用に供していない長屋・共同住宅については、(3)に該当する場合を除き補助対象外となります。	【補助限度額】 <昭和56年5月末日以前> 世帯区分問わず: 上限50万円 <昭和56年6月～平成12年5月末日以前> ・課税世帯: 上限20万円 ・非課税世帯※: 上限40万円 ※世帯全員が、過去2年間、住民税の課税を受けていない世帯	①事前に行う耐震診断 10月末日まで ②補助金交付申請 12月末日まで ※申請期限に関わらず、予算がなくなり次第終了	建築局建築防災課 671－2943	https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunvabetsu/kenchiku/bosai/taishin/hojokinshiensido/mokutai/jyuutakuiyokyakuh.html
	感震ブレーカーの設置補助 (個人向け)	横浜市内にお住まいの方	○「横浜市密集市街地における地震火災対策計画」の重点対策地域(神奈川区・西区・中区・磯子区の一部)にお住まいの方を対象に、感震ブレーカーの購入費用を全額補助します。 ○重点対策地域以外の地域にお住まいの方は、感震ブレーカーの購入費用を一部補助します。 ○高齢者・障害者等のみで構成される世帯へ、取付を無償で代行します。 対象製品スイッチ断ボールⅢ、ヤモリ、ヤモリ・デ・セット、Ki感震センサー	令和7年6月1日～令和8年1月31日 ※申請期限に関わらず、予算がなくなり次第終了	総務局地域防災課 671－3456	https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/wagaya/iishin/sonae/kanshin.html
	家具転倒防止器具の取付代行	同居している家族全員が、次のいずれかに当てはまる世帯 ①65歳以上の高齢者 ②身体障害者手帳の交付を受けている方 ③愛の手帳(療育手帳)の交付を受けている方 ④精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 ⑤介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている方 ⑥中学生以下	転倒防止器具の取付を無償で代行します。 ※取付は家具2個分までです。 ○「横浜市密集市街地における地震火災対策計画」の重点対策地域(神奈川区・西区・中区・磯子区の一部)にお住まいの方を対象に、転倒防止器具の購入費を全額補助します。 ○重点対策地域以外の地域にお住まいの方は、転倒防止器具の購入費を一部補助します。	令和7年6月1日～令和8年1月31日 ※申請期限に関わらず、予算がなくなり次第終了	総務局地域防災課 671－3456	https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/wagaya/iishin/sonae/kaguten.html

対象	制度	対象	補助内容	申請期間	所管課・連絡先	ホームページ
個人対象	防災ベッド・テーブル、耐震シェルトーの購入補助	平成12年5月末日以前に建築確認を得て着工された2階建以下の木造住宅に居住する個人（個人事業者を除く） （横浜市の補助を受けて、耐震改修を実施した者及び防災ベッド等を設置した者を除く。）	防災ベッド等の設置に要する費用（装置の本体費用）に対して補助 【補助限度額】 ・防災ベッド、防災テーブル：20万円 ・耐震シェルトー：40万円	予算がなくなり次第終了	建築局建築防災課 671－2930	https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/bosai/taishin/hoiokinshiens_eido/mokutai/bed.html
	建築物不燃化推進事業補助	○対象 「重点対策地域（不燃化推進地域）」等における、「古い建物の除却」や「燃えにくい建物（準耐火建築物以上）の新築」に対する補助 ○対象地区 鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区、磯子区、金沢区の各一部	一定の要件を満たす場合、下記の補助を行います。 ○除却工事に要する費用の3/4又は2/3（上限150万円） ○準耐火建築物等の工事費のうち、耐火性能強化に要する費用の3/4（上限150万円） ※お住いの地域によって要件や補助率がかわります。	予算がなくなり次第終了	都市整備局防災まちづくり推進課 671－3595	https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/bosai/hoioishinsei/hojo.html
	木造建築物安全相談事業	○対象 「重点対策地域（不燃化推進地域）」等における、築22年以上二階建て以下の木造建築物の安全相談 ○対象地区 鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区、磯子区、金沢区の各一部	木造建物の耐火性能の診断のほか、耐震性能や敷地内の崖・擁壁、敷地が接する道路などの調査・説明を無料で実施します。	予算がなくなり次第終了	都市整備局防災まちづくり推進課 671－3595	https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/bosai/hoioishinsei/anzen.html
	専門家相談事業 【建替え・解体を検討する方向け】	○対象 「重点対策地域（不燃化推進地域）」等において、古い建築物の建替え・解体を検討する方 ○対象地区 鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区、磯子区、金沢区の各一部	古い建築物の建替え・解体を検討する方に、相続・登記や土地建物の権利関係などに関するお困りごとの解消に向けて、司法書士・土地家屋調査士などの専門家が無料で個別にアドバイスをします。	予算がなくなり次第終了	都市整備局防災まちづくり推進課 671－3595	https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/bosai/hoioishinsei/senmonkasoudan.html
	建築物開口部不燃化等改修事業補助	○対象 「重点対策地域（不燃化推進地域）」等における、防火性能・断熱性能の高い開口部への改修費用に対する補助 ○対象地区 鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区、磯子区、金沢区の各一部	一定の要件を満たす場合、下記の補助を行います。 ○平成27年7月より前に建築された建物の開口部を防火性能・断熱性能の高い開口部に改修する費用の3/4又は2/3（上限100万円） ※お住いの地域によって要件や補助率がかわります。	予算がなくなり次第終了	都市整備局防災まちづくり推進課 671－3595	https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/bosai/hoioishinsei/kaikoubu.html
	崖崩れ災害の防止 （擁壁等の築造費用の助成）	崖地防災対策工事助成金 ○申請者（次のすべてを満たすもの） ・営利を目的としない個人又は法人 ・崖地の所有者・占有者等、又は、崖が崩れた場合、被害を受ける隣接土地の所有者・占有者等 ○対象となる崖（次のすべてを満たすもの） ・「自然崖」や「擁壁などの人工崖」 ・地盤面からの高さが2mを超える（道路等に被害が及ぶ恐れがある崖地においては、道路面から上方1メートル又は下方2メートルを超えるもの）もので、傾斜角度が30° 以上である崖地 ・崖崩れにより居住用の建物又は道路等に被害が及ぶ恐れがある崖地 ○対象となる工事（次のすべてを満たすもの） ・予防対策工事（崖崩れの未然防止）及び復旧対策工事 ・建築基準法若しくは盛土規制法の手続きが必要となる擁壁築造若しくは切土・盛土工事、又は土砂災害防止法により指定された区域の全部若しくは一部を解除できる法枠工事等 ・原則、崖の高さと位置が変わらない工事 ・申請した年度に工事が完了し、その年度の2月末までに完了報告書を提出することができる工事	○擁壁等の築造費用の一部が補助されます。 「工事金額の3分の1」、「市で定めた工法別の単価により算出した金額」、「400万円」のうち最も少ない額	交付申請期限 令和7年12月26日 ※申請期限に関わらず、予算がなくなり次第終了	建築局建築防災課 671－2948	https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/bosai/gake/safe.html
	崖崩れ災害の防止 （既存擁壁の補強、法面保護工事等の費用の助成）	崖地減災対策工事助成金 ○申請者（次のすべてを満たすもの） ・営利を目的としない個人又は法人 ・崖地の所有者・占有者等、又は、崖が崩れた場合、被害を受ける隣接土地の所有者・占有者等 ○対象となる崖（次のすべてを満たすもの） ・「自然崖」や「擁壁などの人工崖」 ・地盤面からの高さが2mを超える（道路等に被害が及ぶ恐れがある崖地においては、道路面から上方1メートル又は下方2メートルを超えるもの）もので、傾斜角度が30° 以上である崖地 ・崖崩れにより居住用の建物又は道路等に被害が及ぶ恐れがある崖地 ○対象となる工事（次のすべてを満たすもの） ・原則、建築基準法若しくは盛土規制法の手続きを要さない工事 ・原則、崖地の高さと位置が変わらない工事 ・申請した年度に工事が完了し、その年度の2月末までに完了報告書を提出することができる工事	○既存擁壁の補強、法面保護工事等の費用の一部が補助されます。 「工事金額の2分の1」、「市で定めた工法別の単価により算出した金額（単価がある工法のみ）」、「工法に応じた上限額※」のうち最も少ない額 ※・100万円を限度とする工法：法枠工、アースアンカー工、抑止杭工、鉄筋挿入工、待ち受け擁壁等 ・50万円を限度とする工法：覆式落石防護網工、H型鋼コンクリート防護柵等	交付申請期限 令和7年12月26日 ※申請期限に関わらず、予算がなくなり次第終了	建築局建築防災課 671－2948	https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunvabetsu/kenchiku/bosai/gake/gensai.html

対象	制度	対象	補助内容	申請期間	所管課・連絡先	ホームページ
自治会町内会などを対象	テレビを使った情報伝達サービス「よこはまテレビ・プッシュ」の初期費用補助	“○横浜市民(横浜市内に在住している個人)かつ○災害時の情報取得に不安を感じている者”	初期費用28,600円を全額補助	予算がなくなり次第終了	総務局緊急対策課 671－2143”	https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/iza/jyoho/yokohamatvpush.html
	地域防災拠点運営の補助	各区地域防災拠点運営委員会連絡協議会	団体の運営費 1地域防災拠点あたり12万円を助成	—	各区役所	—
	「町の防災組織」活動費の補助	自治会町内会ほか	町の防災組織の行う自主防災活動にかかる費用 各団体の申請世帯数等に応じて支給(1世帯160円)	4月～8月	各区役所	—
	初期消火器具整備費の補助	消火栓が設置されている地域であって、家屋が密集し、火災が発生した場合に延焼拡大のおそれのある地域に存する自治会町内会のうち、地域の消火力向上のため初期消火器具を整備し、取扱に関する訓練等を定期的の実施できる自治会町内会	①初期消火器具の新規設置又は器材全ての更新設置の場合：初期消火器具の整備に要する経費(税込金額)の2/3に相当する額(上限20万円/1件) ②初期消火器具の一部更新設置の場合：初期消火器具の整備に要する経費(税込金額)の2/3に相当する額(上限7万円/1件) ③横浜市密集市街地における地震火災対策計画で定める「重点対策地域」に該当する町丁目に初期消火器具を新規設置する場合：初期消火器具の整備に要する経費(税込金額)の9/10に相当する額(上限27万円/1件)	4月～9月末日	消防局予防課 334－6406	https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/shobo/bosai/syokisyoukaku.html
	自治会町内会館整備、耐震化の補助	自治会町内会	・補助率：整備費の2分の1 ・補助限度額(補助対象工事費100万円以上) (1)新築・購入：1,500万円(建築工事費1㎡あたり125,000円を限度)、特殊基礎工事：300万円、エレベーター設置工事：300万円 (2)増築：630万円　(3)耐震補強工事：380万円 (4)修繕：250万円 ※自治会町内会が整備する公園集会所についても補助内容は同じです。	※整備予定時期の前年度7月頃(令和7年度は7月7日(月))までに、各区地域振興課へ事前の申出が必要です(書類提出あり)。その上で、整備年度(令和8年度)に補助金申請が必要です。	市民局 地域活動推進課 671－2317	https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kvodo-manabi/shiminkyodo/jichikai/kaikan.html
	身近なまちの防災施設整備事業補助	○対象 ・行き止まり改善の避難扉や、安全対策として避難に有効な手すり設置等の「避難経路」の整備 ・私有地をまちの「防災広場」として整備 ・避難看板や防災倉庫、防災井戸等の「防災設備」の整備　等 ○対象地区 市内全域	一定の要件を満たす場合、下記の補助を行います。 ○「避難経路」行き止まり改善に要する費用 9/10(上限30万円)又は5/10(上限15万円) ○「避難経路」安全対策に要する費用 9/10(上限50万円)又は5/10(上限25万円) ○「避難経路」中心杭等設置に要する費用 9/10(上限50万円)又は5/10(上限25万円) ○「防災広場」整備に要する費用 10/10(上限150万円)、9/10(上限150万円)又は5/10(上限75万円) ○「防災設備」設置に要する費用 9/10(上限50万円)、5/10(上限25万円) ※お住いの地域によって要件や補助率がかわります。	予算がなくなり次第終了	都市整備局防災まちづくり推進課 671－3595	https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/bosai/hojoshinsei/mijika/midika.html

対象	制度	対象	補助内容	申請期間	所管課・連絡先	ホームページ
	横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例に基づく 狭あい道路拡幅整備事業(路線型)	○対象 整備促進路線に指定されている道路 道路の交差点から一定のまとまりのある区間(おおむね30m以上)を一体的に整備していただきます。 「横浜市地域まちづくり推進条例」に基づく「地域まちづくりグループ」に登録していただきます。	横浜市から「まちづくりコーディネーター」を派遣し、狭あい道路の拡幅や街並みづくりの方針決定をサポートします。方針に沿って横浜市内で後退用地の測量・整備を行います。 ○主な整備内容 ・塀等の除去・移設 ・道路の舗装・側溝の移設 ・その他オプション整備(イメージハンプ等)	期限なし	建築局建築防災課 671-4544	https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchi-ku/bosai/kyoai/
土地所有者などが対象	横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例に基づく 狭あい道路拡幅整備事業(一般型)	○対象となる道路 整備促進路線に指定されている道路など ○対象となる工事 狭あい道路を拡幅するための門、塀、樹木、擁壁、排水ますなどの除去・移設やセットバック部分の舗装など	助成金一覧表により算出した額と実際にかかった費用の額を比較し、低い方の額を助成します。 ○拡幅部分の舗装費(側溝移設を伴う場合):71,000円/m ○拡幅部分にある支障物の除去費(段差のない整備をした場合の一例) ・塀:4,000円/㎡ ・擁壁:21,000円/㎡ ・樹木:13,000円/本 ・電柱:上限90万円/本	期限なし(但し、予算がなくなり次第当該年度の新規受付は終了)	建築局建築防災課 671-4544	https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchi-ku/bosai/kyoai/
マンション管理組合対象	横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例に基づく 狭あい道路拡幅整備事業(一般型)	○対象となる道路 整備促進路線に指定されている道路など ○対象となる工事 狭あい道路を拡幅するための門、塀、樹木、擁壁、排水ますなどの除去・移設やセットバック部分の舗装など	助成金一覧表により算出した額と実際にかかった費用の額を比較し、低い方の額を助成します。 ○拡幅部分の舗装費(側溝移設を伴う場合):71,000円/m ○拡幅部分にある支障物の除去費(段差のない整備をした場合の一例) ・塀:4,000円/㎡ ・擁壁:21,000円/㎡ ・樹木:13,000円/本 ・電柱:上限90万円/本	期限なし(但し、予算がなくなり次第当該年度の新規受付は終了)	建築局建築防災課 671-4544	https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchi-ku/bosai/kyoai/
	分譲マンションの耐震診断の補助	○昭和56年5月末日以前に建築確認を得て着工された分譲マンションで以下のいずれかの条件を満たすもの ・住戸数の半分以上に区分所有者本人が居住しているマンション ・階数が3以上で、かつ延べ面積が1,000㎡以上のマンション ○予備診断(簡易診断)の結果、「本診断」が必要と判定されたマンション又は予備診断未実施のマンション (その他条件については担当にお問い合わせください。)	【補助限度額】 本診断:診断費用の2/3又は補助限度額のうち、いずれか低い額 延べ面積1,000㎡未満:(延べ面積)×3,670 円 延べ面積1,000㎡以上2,000㎡未満:3,670,000+(延べ面積-1,000)×1,570 円 延べ面積2,000㎡以上:5,240,000+(延べ面積-2,000)×1,050 円 ※耐震改修促進法に定める耐震診断義務付対象建築物については担当にお問い合わせください。	9月30日まで (予算がなくなり次第終了)	建築局建築防災課 671-2943	https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchi-ku/bosai/taishin/hojokinshiens-eido/mantai/sindan/sindan.html
	分譲マンションの耐震改修設計・工事の補助	耐震診断(精密な診断)で耐震改修が必要と判定された分譲マンション (その他条件については担当にお問い合わせください。)	【補助限度額】 ・設計費、工事監理費の2/3以内 ※設計費については、〔延べ面積×1,000+540万〕(円)の2/3以内 ・工事費の1/3又は次の限度額のうちいずれか低い額 5000㎡未満:2000万円 5000㎡以上10000㎡未満:3500万円 10000㎡以上:5000万円 ※別途、耐震改修工事を2段階、複数回に分けて実施する場合の補助あり。 ※耐震改修促進法に定める耐震診断義務付対象建築物等については担当にお問い合わせください。	9月30日まで (予算がなくなり次第終了)	建築局建築防災課 671-2943	https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchi-ku/bosai/taishin/hojokinshiens-eido/mantai/kaishu.html

対象	制度	対象	補助内容	申請期間	所管課・連絡先	ホームページ
自治会町内会、マンション等の管理組合、横浜市認定の地域まちづくり組織対象	マンション防災アドバイザー派遣	次のいずれかの団体 ①よこはま防災力向上マンション認定制度の認定を受けようとする横浜市内のマンションの管理組合等 ②よこはま防災力向上マンション認定制度の認定を受けようとする横浜市内のマンションにおいて、防災組織の結成を目的として活動する、異なる世帯に属する5人以上の住民で構成された団体 ③その他市長がこれらに類するものとして認めるもの	【派遣費用】 無料 【派遣期間】 1団体につき2年度を限度とし、年間5回まで派遣 【アドバイス内容】 ・防災組織に関する検討 ・防災マニュアルに関する検討 ・防災訓練に関する検討 ・飲料水等の備蓄や防災資機材の備えに関する検討 ・地域との協力体制や防災訓練に関する検討 ・浸水対策に関する検討	通年	建築局住宅政策課 671－4121	https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/jutaku/sien/bousaimansion.html
	横浜市マンホールトイレ設置助成	○対象者 自治会町内会、マンション等の管理組合、横浜市認定の地域まちづくり組織 ○自治会館、町内会館、マンションの敷地内に設置すること。 ※会館等の建築物を所有していない組織については、別途ご相談ください。	発災時における快適なトイレ環境を確保するため、町の防災組織に対してマンホールトイレの設置助成を行います。 ○助成金額 購入費用の10分の9以内で、上限60万円 ○助成対象 ①上部部構造物(汚水ますの上に設置するパネル又は TENT、便器及び設置に必要な付属品) ②下部構造物(上部構造物を設置するために必要な排水管及び汚水ますの工事) ③雨水貯留タンク(容量200リットル以上のもの及び設置に必要な付属品) ※①、③は送料・設置費を除く2基まで助成	令和7年4月21日～令和8年1月30日 (ただし、申請期間にかかわらず予算がなくなり次第終了)	下水道河川局管路保全課 671－2829	https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kasen-gesuido/gesuido/bousai/manholutoirezuyosei.html